

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

産山村の防災マップによると、当会の立地する地域を含め村内全域において浸水の可能性は低く
商工業者への影響は少ないと考えられる。

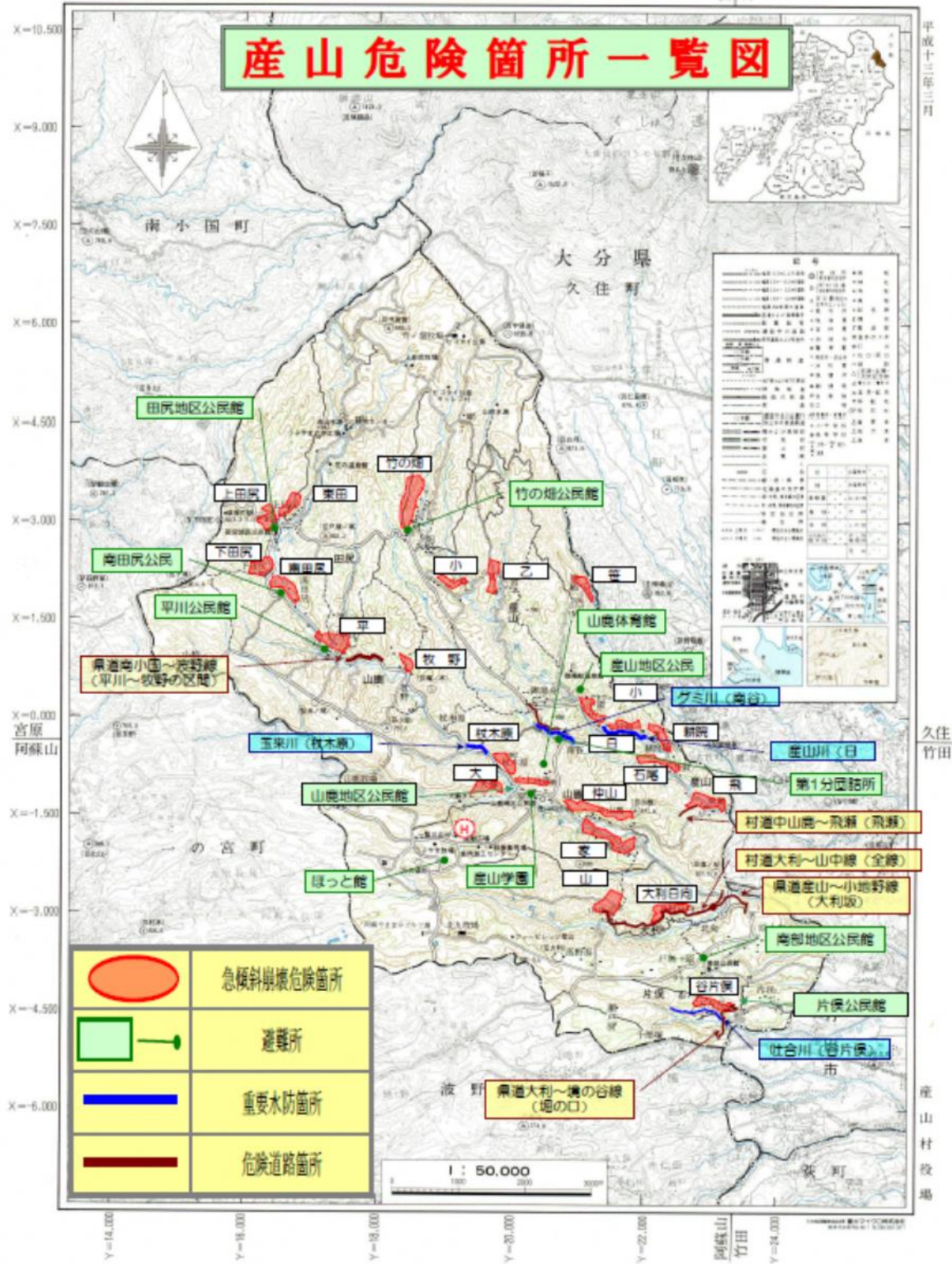
しかし、大雨により発生する土砂災害リスクはあると思われる。

https://www.ubuyama-v.jp/municipal/disaster_prevention/map/

産山村管内図

宮原 久住

産山危険箇所一覧図



(土砂災害：ハザードマップ)

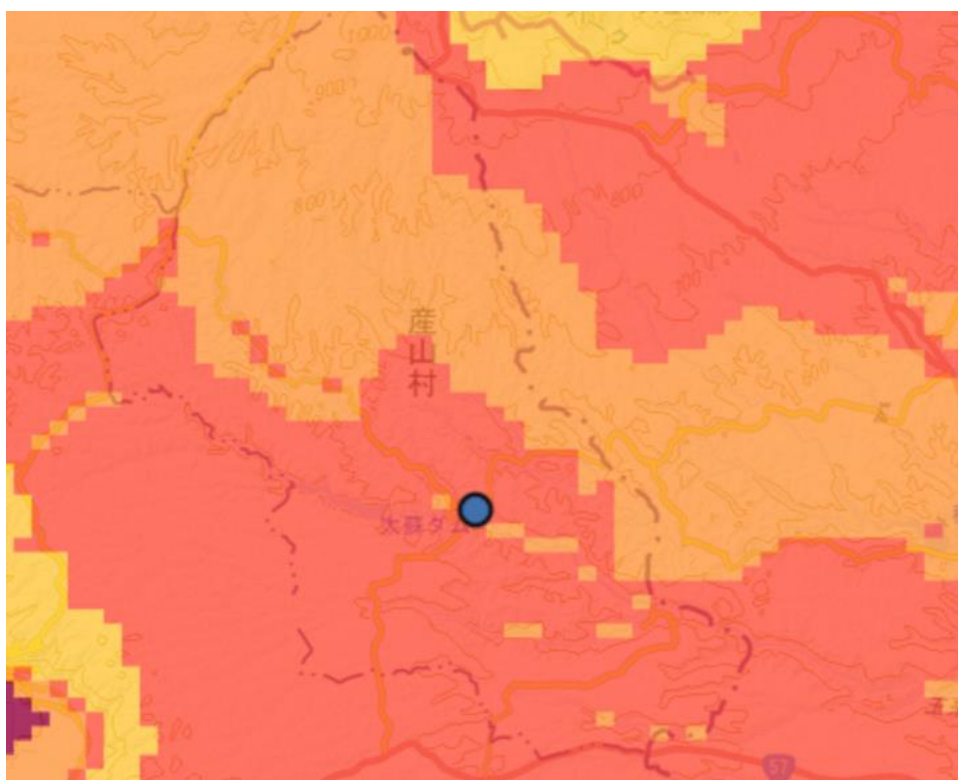
平成 2 年 6 月 29 日から 7 月 2 日にかけて、九州地方中・北部は台風 6 号から変わった低気圧の接近により梅雨前線が活発化し、集中豪雨に見舞われた。特に降雨の激しかった阿蘇地方では、一の宮町坂梨地区を流れる古恵川などにおいて、多量の土砂と流木により壊滅的な被害を発生させ、ここ産山村でも土砂崩れにより 1 名が死亡した。

産山村の防災マップによると、土砂災害警戒区域が山付きを中心に 127 か所存在している。

(地震：JSHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、村内のほぼ半分が今後 30 年間で 6～26%の確率で震度 6 弱が発生し、それ以外は、3%～6%の確率となっている。

役場や商工会がある産山村の中心地である山鹿地区は 6～26%となっている。



(その他)

産山村は熊本県の内陸部、九重連山地域の高原上に位置し、村域は阿蘇くじゅう国立公園に含まれている。

近年、日本各地で毎年多数の台風が接近または上陸し、強風と大雨によりたびたび大きな被害がでている。また、短期間のうちに狭い地域に集中して降る集中豪雨は、狭い地域に限られ突発的に降るため、予測が難しく、河川の氾濫や土砂崩れ、崖崩れなどによる大きな被害をもたらしている。

(感染症)

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生し、ほとんどの人が新型のウィルスに対する免疫を獲得していないため世界的に大きな流行を繰り返している。全国的かつ急速なまん延によ

り、産山村においても大きな健康被害と社会的影響をもたらすおそれがある。また、同様に未知の感染症が発生する可能性もある。

(2) 商工業者の状況

	農林業	建設業	製造業	卸売・小売業	技術サービス業	宿泊・飲食業	生活関連サービス業	医療・福祉	複合サービス業	サービス業 (他に分類されないもの)
管内事業所数	4	8	5	16	2	13	2	10	3	5
商工会員数	0	8	1	7	2	13	2	0	0	2

【経済センサスより】

(3) これまでの取組

1) 産山村の取組

- ・防災計画の策定 避難所の指定、連絡体制の構築、防災マップの作成と周知
HP、お知らせ端末、防災無線、テレビ、防災メール、エリアメールを通して防災情報を提供
- ・防災備品の備蓄 役場の総務課にて、食料、水、消耗品等を備蓄
- ・防災訓練 各地区や学校等にて防災訓練の実施
- ・国の機関の職員派遣、他地方公共団体の職員派遣の要請
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び予防接種の助成
- ・事業者向け感染症予防消毒液の無料配布

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災グッズ(ラジオ、簡易トイレ、懐中電灯、乾電池、アルミブランケット、マスク、軍手、応急セット等)を事業所に無料配布

II 課題

- ・現状では、当商工会の緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・当会役職員や小規模事業者が地域の災害リスクに関する十分な情報を持ち合わせていない。
- ・防災備品の備蓄が必要である。
- ・地区内の小規模事業者における事業者BCP（もしくは事業継続力強化計画）の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い。

といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、村内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

① 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業者のうち、既にBCPを策定している事業者は、まだ少なくその事業者は宿泊旅館業などごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。したがって、事業者BCPの策定に関する産山村の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。村と商工会との連携による取組強化への必要性が高まっている。

② 策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

③ 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

Ⅲ 目標

- ①地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と産山村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ③発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ④平時から物資の備蓄を行い、災害時に備える。
- ⑤巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ⑥管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化
独自の取組目標（セミナー開催回数、事業継続計画（BCP）策定件数）
※意欲的で必要性の高い事業者を対象としたセミナーを開催してBCP策定支援を行う。

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事業者BCP策定件数	1	1	2	2	3
セミナー開催件数	1	1	1	1	1

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と産山村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 産山村が策定した『産山村防災計画』と、本計画について整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。また、感染症発生時には、国の示す感染症予防マニュアルに基づき応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、産山村防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 産山村広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、計画策定の支援、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型ウィルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型ウィルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

<< 各年度の目標件数 >>

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
事業者BCP策定件数	1	1	2	2	3
専門家派遣件数	1	1	2	2	3
セミナー開催件数	1	1	1	1	1

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 熊本県火災共済協同組合やBCP作成の専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 毎年度、（仮称）産山村事業継続力強化支援協議会（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、当村）を年1回（2月）開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。

また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとも

に、HPや会報（年1回）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

《各年度の目標件数》

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事業者BCP取組状況のフォローアップ件数	2	2	4	4	6

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震、大雨等）が発生したと仮定し、産山村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。産山村が実施する防災訓練の日程に合わせて訓練を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

LINE・facebook等のSNSや商工会災害状況報告システム(<https://www.shokokai-system.com/drs/?sc=43>)等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と産山村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、できる限り1日以内に情報共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、産山村における感染症対策に基づき当会による感染症対策を行う。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害目安	状態
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」「土石流の発生」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、交通網の遮断がされており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」「土石流の発生」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

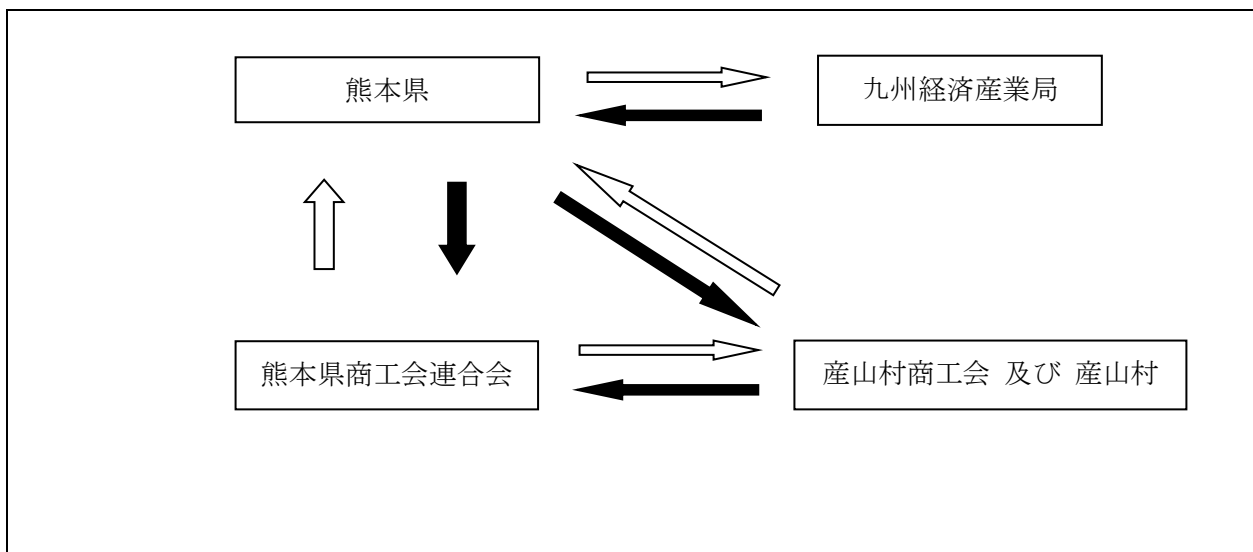
・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 4 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

・産山村で取りまとめた感染症対策についてのガイドラインを踏まえ、必要な情報の把握と発信を速やかに行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と産山村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を様式①により県商工振興金融課あてメールにて当会又は当村より報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、産山村と当会が共有した情報を熊本県の指定する方法にて熊本県商工会連合会より熊本県へ報告する。



様式①

令和〇年〇月の〇〇災害に係る被害実態調査									
策定者									
電話番号									
NO	事業所名	住所	業種 *任意	従業員 *任意	被害額 *事業の再建に必要な額、おおよその額	【被害額内訳】千円			
						土地（堆積土砂排除費・整地費）（事業用資産に限る）	建物 *事業用資産に限る	機械設備	商品、原材料、仕掛品等
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、産山村と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、日本政策金融公庫、くまもと共済と共同で特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県商工会連合会を通じて熊本県等に相談する。
- ・連携先の保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

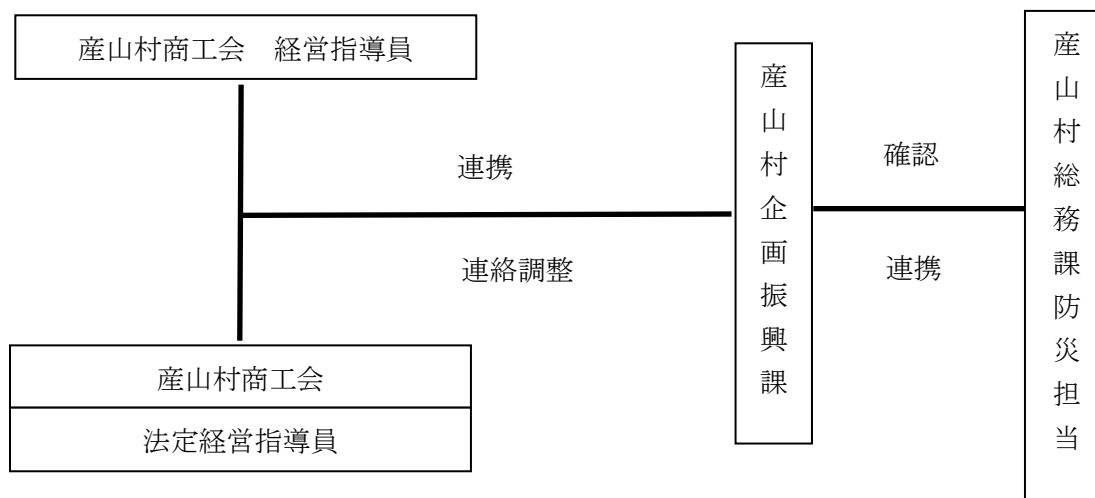
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年4月1日現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 横田淳 (連絡先は後述(3)①参照)

法定経営指導員 平山厚太 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

産山村商工会

住所 熊本県阿蘇郡産山村山鹿 2230-1

電話番号 0967-25-2811 FAX 0967-25-2473

E-mail : ubuyama@kumashoko.or.jp

熊本県商工会連合会

住所 熊本県熊本市中央区安政町 3-13 熊本県商工会館ビル 7階

電話番号 096-325-5161 FAX 096-325-7640

E-mail : info@kumashoko.or.jp

②関係市町村

産山村 企画振興課

〒869-2703 熊本県阿蘇郡産山村山鹿 488-3

Tel : 0967-25-2211 (代表) Fax : 0967-25-2864

E-mail : ubuyama@ubuyama-v.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・チラシ作製費	50	50	50	50	50
・防災備品購入費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

